

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（7件）（治山林道課）	1
○漁船損害等補償法による加入区の指定（漁業管理課）	2
○告示（漁船損害等補償法により加入区とみなされる加入区の指定）の一部改正（ 〃 ）	2
○告示（漁船損害等補償法による加入区の指定）の一部改正（ 〃 ）	2
公 告	
○第45期高知県労働委員会労働者委員（補欠）候補者推薦要領（雇用労働政策課）	2
高知県公営企業局告示	
○令和9年度から令和11年度までに高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	3
○令和9年度から令和11年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	3
○令和9年度から令和11年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	3

告 示

高知県告示第589号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字トヲノシタ2の1、2の2、1812の2（次の図に示す部分に限る。）、1812の3、1812の4、字トヲノノ西ノ平9の1・9の3・10・13の1・1818（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、3の1、4から6まで、

- 12、45、字長迫下782の4、782の10、字黒洲川2668の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第590号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町脇ノ山字根藤363の5
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第591号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川新別字坂本2165（次の図に示す部分に限

- る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂本2165（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第592号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡越知町鎌井田本村字藤ケ滝7661から7663まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤ケ滝7661から7663まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第593号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町津賀字ヲトナセ192の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第594号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正字カラ谷1465の6、1465の7
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第595号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡三原村廣野字上八切山805の2、805の5、805の20
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第596号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定により、次のとおり加入区を指定する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

加入区の名称 加入区の区域
中芸加入区 安芸郡奈半利町甲、田野町及び安田町の区域

高知県告示第597号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき加入区の指定を変更することとし、昭和36年2月高知県告示第153号（漁船損害等補償法により加入区とみなされる加入区の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

「田野町加入区 安芸郡田野町の区域
志 和」 高岡郡四万十町志和及び中土佐町矢井賀の区域
橘 浦」 幡多郡大月町橘浦の区域
を
「志和加入区 高岡郡四万十町志和及び中土佐町矢井賀の区域
橘浦」 幡多郡大月町橘浦の区域

に改める。

高知県告示第598号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき加入区の指定を変更することとし、昭和63年3月高知県告示第200号（漁船損害等補償法による加入区の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

「吉 良 川 町 室戸市吉良川町の区域
加 領 郷 安芸郡奈半利町加領郷及び須川の区域
安 田 町 安芸郡安田町の区域
を
「吉 良 川 町 室戸市吉良川町の区域
に改める。

公 告

高知県労働委員会の第45期労働者委員に欠員が生じたため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により補欠の委員を任命したいので、推薦資格のある労働組合は、次の要領により候補者を推薦してください。

令和8年10月9日

高知県知事 濱田 省司

- 第45期高知県労働委員会労働者委員（補欠）候補者推薦要領
- 1 候補者を推薦する者の資格
本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
- 2 候補者資格
特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
- 3 委員の数及び任期
補欠の委員の数は1人で、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 推薦手続
推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
- 5 推薦締切日

令和8年11月20日（金） 6 推薦書の提出先 高知県商工労働部雇用労働政策課 ----- 公 営 企 業 局 告 示 ----- 高知県公営企業局告示第5号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間に高知県公営企業局が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。 令和8年10月9日 高知県公営企業局長 中嶋 真琴 令和8年9月高知県告示第562号（令和9年度から令和11年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者 高知県公営企業局告示第6号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。 令和8年10月9日 高知県公営企業局長 中嶋 真琴 令和8年9月高知県告示第561号（令和9年度から令和11年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者 高知県公営企業局告示第7号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間に高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。 令和8年10月9日 高知県公営企業局長 中嶋 真琴 令和8年9月高知県告示第560号（令和9年度から令和11年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資	格者登録名簿への登録を決定された者	
--	--------------------------	--